

(総 則)

## 1. 感染対策に関する基本的考え方

隠岐広域連合立隠岐病院（以下「病院」とする。）は、すでに、地域の中核医療機関として、基本理念の「～この島に住む、安心の医療～」を掲げて、様々な取り組みを進めているところであるが、感染対策は、その中でも最も根本的かつ重要な事項である。

病院における感染対策指針（以下「対策指針」という。）を定め、患者及び全職員、訪問者を感染症から防御し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

(感染対策の組織と役割)

## 2. 感染対策のための組織に関する基本的事項

感染対策を、機能的かつ効果的に行うために、感染対策委員会・感染対策チーム・院内感染管理者を置く。

### (1) 感染対策委員会

病院で定める「感染対策委員会規程」に基づき、各部門の代表者で構成される感染対策委員会を設置し、委員長・委員は病院長が指名する。毎月 1 回定期的に会議を開催し、感染対策を講じる。緊急時は、臨時会議を委員長が招集する。構成員には、病院長・事務部長・看護部長・医療技術部長等の管理職員を含む。

### (2) 感染対策チーム (ICT)

感染対策を具体的かつ実践的に実行するために、感染対策を専門とする感染対策チーム (Infection Control Team 以下「ICT」とする。) を組織する。ICT は定期的、または必要に応じて情報の収集・分析を行い、病院における感染対策上の問題点を把握し、速やかに改善策を講じる。

### (3) 院内感染管理者

感染対策の情報の収集・分析を行い、院内全体の感染対策上の問題点を把握し、速やかに改善策を講じるため、及び病院職員に対して感染対策に対する意識向上を図るため、院内感染管理者を配置する。

(感染対策の研修)

## 3. 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

(1) 病院職員に対して、感染対策に対する意識向上を図るため、全体研修を年 2 回行う。

(2) 新入職者を対象に、採用時に感染対策の基本的な考え方や、当院での感染対策に対する取り組みについての実践的な研修を行う。

(3) 研修会の実施計画は、ICT が中心となっていく。また、研修の実施内容及び外部研修の参加実績を記録・保存する。

(4) 研修会は、必要に応じて随時開催する。

(抗菌薬適正使用の研修)

## 4. 抗菌薬適正使用のための職員に対する研修に関する基本方針

(1) 病院職員に対して、抗菌薬適正使用を目的とした全体研修を年 2 回行う。

(2) 研修会の実施計画は、ICT の小委員会である抗菌薬適正使用支援チームが中心となっていく。また、研修の実施内容及び外部研修の参加実績を記録・保持する。

(3) 研修会は、必要に応じて随時開催する。

(感染症発生時の報告)

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 法令に定められた感染症について、行政機関に速やかに届出を行う。
- (2) 薬剤耐性菌を含む病原菌の分離状況について、検査技術科より院内感染管理者に報告し、必要により ICT による現場の情報収集を行う。ICT ラウンド時に対策の確認・指導を行い、各部署に情報を提供する。
- (3) 週 1 回、検査技術科から院内感染管理者に報告される「薬剤感受性率レポート」に基づき、報告書を作成し、病院長及び関係部署に報告する。
- (4) 病院職員に対し、ICT ニュースや文書などにより情報の提供。伝達を行う。

(感染症発生時の対応)

6. 感染症発生時の対応に関する基本方針

- (1) 集団感染発生などが疑われた場合、院内感染管理者が状況を把握し、アウトブレイクかどうかの判断を行った上で、病院長の指示により速やかに初期対応を行う。
- (2) 深刻な状況が予測される場合、院内感染管理者は病院長に報告し、感染拡大防止対策や再発防止対応について協議する。
- (3) 必要により、患者や地域住民に感染対策上必要な情報を掲示し、周知に努める。

(情報公開)

7. 患者等に対する感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は患者及び家族等が常時閲覧できるよう院内に掲示する。

(その他)

8. その他の病院における感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 病院では、最新のエビデンスに基づいたガイドライン等を参考に、病院の状況にあった感染対策を推進していくために「感染対策手順集」を随時見直し、改定を行い、遵守されるよう職員への周知に努める。
- (2) 地域の連携する医療機関と、情報交換を行い、地域全体の感染対策の質の向上を目指す。

附 則

本指針は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

隠岐広域連合立隠岐病院院内感染対策指針（平成 24 年 3 月 18 日施行）は廃止する。

附 則（平成 30 年院長訓令第 1 号）

本指針は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。